

高齢者肺炎球菌感染症予防接種を受ける前に

※必ずお読みください

高齢者肺炎球菌感染症予防接種（20価肺炎球菌結合型ワクチン）は、予防接種法に基づく「**定期の予防接種**」です。この説明書をよく読み、予防接種による効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解し、接種を希望する方のみ接種してください。

◆肺炎球菌感染症の概要

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5%~10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

◆沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンの効果

沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンは、肺炎球菌による肺炎を予防する予防接種です。肺炎球菌には100種類以上の血清型があり、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンは、そのうち20種類の血清型（成人侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約5~6割を占める）を対象としたワクチンです。このワクチンは、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3~4割程度を予防する効果があるといわれています。

肺炎球菌ワクチンは不活化ワクチンですので、他の予防接種との接種間隔には制限はありません。

※侵襲性感染症とは、本来菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

◆沈降 20 価肺炎球菌ワクチンの副反応

接種部位の症状（疼痛、圧痛、紅斑、腫脹）、筋肉痛、関節痛、疲労、頭痛などの副反応がみられることがあります。まれに、ショック、アナフィラキシー、けいれん（熱性けいれん含む）、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

接種後に異常が認められた場合は、すぐに医師に申し出てください。

◆定期接種 対象者

① 島原市内に住所を有する65歳の人（接種日に65歳の人）

② 島原市内に住所を有する60歳から64歳の人※

〔※心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人〕

◎既に、肺炎球菌感染症の予防接種を定期接種として接種した人は、対象とはなりません。

◎過去に肺炎球菌感染症の予防接種を任意接種として接種した人で、医師の判断により、65歳時に20価肺炎球菌結合型ワクチンの接種を行う必要がないと認められる人は、対象とはなりません（医師にご相談ください）。

◎予防接種に対して健康保険の適用がある人（脾臓摘出をされた人）等は、定期接種として接種は可能ですが、保険適応時より接種費用が高くなりますので、医師と相談して接種するようにしてください。

◆自己負担金

5,000円

生活保護世帯者の人は、接種日に医療機関へ生活保護受給証明書の提出があれば無料です

※ 裏面もお読みください。

◆予防接種が受けられない人

1. 明らかに発熱がある人
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
3. 予防接種の接種液の成分又はシフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな人
4. その他、医師が不適當な状態と判断した人

◆予防接種を受ける際に医師との相談が必要な人

1. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、その他慢性疾患で治療を受けている人
2. 予防接種を受けて2日以内に、発熱や全身の発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
3. 過去にけいれんをおこしたことがある人
4. 免疫不全と診断されている人及び、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
5. 肺炎球菌ワクチンの成分や、シフテリアトキソイドに対してアレルギーを起こすおそれのある人
6. 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている人
7. 過去に肺炎球菌感染症の予防接種を受けたことがある人

◆予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ・ 予防接種を受けたあと30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。急な副反応はこの間に起こることがあります。
- ・ 接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。副反応の多くは接種後24時間以内に出現します。
- ・ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位を擦ることはやめましょう。
- ・ 接種当日はいつも通りの生活でかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒などは避けましょう。
- ・ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

◆健康被害救済制度について

ワクチンを適正に使用したにもかかわらず発生した副反応などにより、入院が必要な程度の疾病や障害などが生じた場合は、予防接種法に基づき、健康被害の内容、程度に応じて、審議会での審議を経た後、予防接種によるものであると認定された場合には、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金遺族一時金などが支給されます。

気になる症状が発生した場合には、医師にご相談ください。

◆実施医療機関

※事前に医療機関に予約をしてください。

※できるだけかかりつけの医療機関（県内医療機関で接種可能）で接種をするようにしましょう。県外で接種を希望する場合には、事前に保健センターへご相談ください。

※「高齢者肺炎球菌予防接種予診票」は紛失しないようご注意ください。

〈市内実施医療機関〉

医療機関名	電話	医療機関名	電話	医療機関名	電話
池田病院	62-5161	坂本医院 内科・婦人科	63-4641	林内科医院	62-6657
いでた整形外科クリニック	61-0700	柴田長庚堂病院	64-1111	松岡病院	62-2526
かわはら内科・胃腸科医院	62-5413	しろたに内科クリニック	65-0222	まつしま内科クリニック	71-5500
喜多内科医院	62-5101	新生病院	62-5131	宮崎医院	62-2258
貴田神経内科・呼吸器科・内科病院	68-0040	たかお循環器内科	62-6300	山崎産婦人科医院	64-1103
木下内科医院	64-5851	土井外科消化器内科医院	62-6305	わたなべ内科クリニック	62-1515
くすのきクリニック	68-5500	なおみレディースクリニック	61-1400		

問い合わせ先：島原市保健センター（電話：64-7713） 有明保健センター（電話：68-5335）